

改正後	改正前
<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和7年4月1日から令和8年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【するめいか】 <u>1,053</u> トン</p>	<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和7年4月1日から令和8年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【するめいか】 <u>現行水準</u></p>
<p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和7年4月1日から令和8年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 <u>1,053</u> トン</p>	<p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和7年4月1日から令和8年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 <u>現行水準</u></p>